

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 ポレール特許業務法人 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒103-0025 日本国東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番11号		発送日 (日.月.年) 04.09.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 PL9521PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/023056	国際出願日 (日.月.年) 18.06.2018	優先日 (日.月.年) 29.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. 補充欄参照			
出願人 (氏名又は名称) 日立オートモティブシステムズ株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 22.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 竹村 秀康	3W 3524
		電話番号 03-3581-1101 内線 3367	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-9	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-9	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1: JP 2013-24389 A (株式会社アドヴィックス) 2013. 02. 04, 段落[0002]-[0007], 第15図 (ファミリーなし)
- 文献2: JP 2009-127737 A (株式会社日立製作所) 2009. 06. 11, 段落 [0015], [0025] - [0030], [0037] - [0041], 第1-8図 (ファミリーなし)
- 文献3: JP 8-72702 A (株式会社曙ブレーキ中央技術研究所) 1996. 03. 19, 段落 [0008] - [0013], 第1図 (ファミリーなし)

請求項1-9に係る発明は、「電動モータと、前記電動モータの回転トルクを増幅する減速機と、前記減速機の回転運動を受けて回転する回転部材を有し、前記回転部材の回転運動を直動運動に変換する回転直動変換機構と、シリンダを有するキャリパボディと、前記シリンダに挿入され、前進してブレーキパッドをブレーキディスクに押し付けるピストンと、前記回転直動変換機構の回転部材の回転に応じて前記ピストンを後退させるトルクを蓄えるリターンズプリングと、前記リターンズプリングに前記トルクを蓄積可能な状態と前記リターンズプリングへの前記トルクの蓄積を抑制する状態との移行を行うクラッチと、を備え、前記クラッチは、前記回転部材の回転中心線に沿う方向に並んで配置され、前記回転部材とともに回転する第1ディスク及び第3ディスクと、前記第1ディスクに対向する第1対向面と前記第3ディスクに対向する第2対向面とを有し、前記第1ディスクと第3ディスクとの間に配置される第2ディスクと、を備え、前記リターンズプリングは、一端部が前記第2ディスクに連結され、他端部が前記キャリパボディに連結され」た構成を備えている。そして該構成は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも示されておらず、また、該構成は自明であるとも認められない。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 欄の続き

F16D65/18(2006.01)i, B60T13/74(2006.01)i, B60T17/22(2006.01)i,
F16D13/46(2006.01)i, F16H25/22(2006.01)i, F16H25/24(2006.01)i,
F16D121/24(2012.01)n, F16D125/06(2012.01)n, F16D125/40(2012.01)n